

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	身体障害者手帳に関する事務 【手作業処理用ファイルのみを取り扱う事務であり任意での評価を令和7年度末で終了】

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊島区は、身体障害者手帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

豊島区長

## 公表日

令和8年3月9日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳に関する事務
②事務の概要	●事務全体の概要 身体障害者福祉法に基づく、身体障害者手帳交付、氏名・住所・等級等の変更、再交付の申請受理並びに東京都への進達
③システムの名称	①総合保健福祉システム(MCWELシステム) ②番号連携サーバー(団体内統合宛名)
2. 特定個人情報ファイル名	
更生指導台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①番号法第9条第1項別表項番20 ②番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 情報提供は東京都が行う 【情報照会の根拠】 情報照会を行わない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	政策経営部 区民相談課 行政情報グループ 171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部 障害福祉課 管理・政策推進グループ 171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日 デジタル庁)に従い、次の留意事項等を遵守しているため、リスク対策は十分であると考えられる。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること(過去年間1～2回)。 ・複数人での確認を行うこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーの提供を受け、誤りがないか確認すること。	

<b>9. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
<b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]                      <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、アクセス可能な職員を生体認証とパスワードによって限定しており、アクセス可能な職員を年度ごとに登録することでアクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがない事を確認している。これらにより、権限の無い者(元職員やアクセス権限の無い職員等)によって不正に使用

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月18日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求の請求先	政策経営部広報課行政情報グループ	政策経営部区民相談課行政情報グループ	事後	平成28年4月1日付の組織改正による
平成28年5月18日	IIしきい値判断項目 1対象人数	平成27年3月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年5月18日	IIしきい値判断項目 2取扱者項目	平成27年3月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年12月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第九條第1項 別表第1の第11項 2. 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日令第7号)第11条	①番号法第9条第1項別表一項番11 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第11条	事後	
平成28年12月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施しない	事前	
平成28年12月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第十九條第7号 別表第2の第16の項 第27の項、第28の項、第31の項、第54の項、第55の項、第56の項、第57の項、第79の項、第百六の項 2. 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日令第7号)第12条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第53条	【情報提供の根拠】なし 【情報照会の根拠】なし	事前	
平成29年5月31日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障害福祉課長 森 真理子	障害福祉課長 高橋 隆史	事後	平成29年4月1日付の人事異動による
平成29年5月31日	IIしきい値判断項目 1対象人数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年5月31日	IIしきい値判断項目 2取扱者項目	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年7月3日	IIしきい値判断項目 1対象人数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年7月3日	IIしきい値判断項目 2取扱者項目	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年7月3日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害福祉課長 高橋 隆史	障害福祉課長	事後	評価書様式変更による
平成30年7月3日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	保健福祉部 障害福祉課 管理グループ	保健福祉部 障害福祉課 管理・政策推進グループ	事後	平成30年4月1日付の組織改正による
令和1年6月25日	IIしきい値判断項目 1対象人数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	IIしきい値判断項目 2取扱者項目	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年1月7日	IIしきい値判断項目 1対象人数	平成31年4月1日 時点	令和1年10月1日 時点	事後	
令和2年1月7日	IIしきい値判断項目 2取扱者項目	平成31年4月1日 時点	令和1年10月1日 時点	事後	
令和2年1月7日	IIしきい値判断項目 3重大事故	発生なし	発生あり	事後	
令和2年11月4日	IIしきい値判断項目 1対象人数	令和2年4月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年11月4日	IIしきい値判断項目 2取扱者項目	令和2年4月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年11月4日	IIしきい値判断項目 3重大事故	発生あり	発生なし	事後	
令和3年9月17日	IIしきい値判断項目 1対象人数	令和2年10月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月17日	IIしきい値判断項目 2取扱者項目	令和2年10月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年8月17日	IIしきい値判断項目 1対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年8月17日	IIしきい値判断項目 2取扱者項目	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年7月20日	IIしきい値判断項目 1対象人数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年7月20日	IIしきい値判断項目 2取扱者項目	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月30日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	①番号法第9条第1項別表一項番11	①番号法第9条第1項別表項番20	事後	番号法等一部改正法の施行による
令和6年8月30日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部 障害福祉課	福祉部 障害福祉課	事後	令和6年4月1日付の組織改正による
令和6年8月30日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	保健福祉部 障害福祉課 管理・政策推進グループ	福祉部 障害福祉課 管理・政策推進グループ	事後	令和6年4月1日付の組織改正による
令和6年8月30日	IIしきい値判断項目 1対象人数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年8月30日	IIしきい値判断項目 2取扱者項目	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和8年3月6日	表紙(評価書名)	身体障害者手帳に関する事務	身体障害者手帳に関する事務【手作業処理用ファイルのみを取り扱う事務であり任意での評価を令和8年度末で終了】	事後	
令和8年3月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①総合保健福祉システム(高齢・障害者福祉) ②システム共通基盤(団体内統合宛名)	①総合保健福祉システム(MCWELシステム) ②番号連携サーバー(団体内統合宛名)	事後	
令和8年3月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】なし 【情報照会の根拠】なし	【情報提供の根拠】 情報提供は東京都が行う 【情報照会の根拠】 情報照会を行わない	事後	
令和8年3月6日	IIしきい値判断項目 1対象人数	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和8年3月6日	IIしきい値判断項目 2取扱者項目	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和8年3月6日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	新出のため入力	事後	
令和8年3月6日	IVリスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策	—	新出のため入力	事後	